

入会金及び会費に関する細則

平成 23(2011)年 11 月 12 日 理事会制定
平成 25(2013)年 3 月 2 日 理事会改定
平成 25(2013)年 4 月 13 日 総会決議

第 1 条 一般社団法人日本医学物理学会(以下「本会」という)の正会員、学生会員の入会金及び会費に関しては、定款による以外は、この細則による。

第 2 条 本会の入会金は、次の通りとする。

- (1)正会員 4,000 円
- (2)学生会員 無料

第 3 条 本会の会費は、次の通りとする。

- (1)正会員 年額 10,000 円
- (2)学生会員 年額 4,000 円
- (3)賛助会員 年額 10,000 円

第 4 条 学生会員は、入会時及び各会計年度初めに学生証のコピーを提出しなければならない。

第 5 条 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第 6 条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。ただし、第 2 条及び第 3 条の入会金及び会費の金額を改正するときは、総会の決議を必要とする。